

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和51年4月5日から54年6月30日までA社で勤務していたが、厚生年金保険の資格喪失日が同年6月30日とされているため、同年6月の厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社（平成2年8月にA社から社名変更）から提出された退職・資格喪失証明書、同社の回答及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失通知書及び昭和54年5月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、B社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失通知書によると、事業主は申立人が昭和54年6月30日に退職により資格を喪失すると届け出るべきところ、転勤により資格を喪失すると届け出たため、転勤の場合には、勤務の最終日

と資格喪失日は同一日とする必要があることから、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日が同年7月1日となるべきところを同年6月30日に訂正され、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から50年12月まで

私は、20歳になった時、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続、保険料の納付金額等について記憶が明確でない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間当時、申立人が居住していた市町村とは異なる市町村において、昭和51年4月に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち、47年1月から48年12月までの期間は時効により納付できない期間であり、49年1月から50年3月までの期間は過年度納付によることとなるが、申立人は国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと申し述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録上、申立期間は国民年金の未加入期間とされている上、申立期間当時、申立人と同じ店に住込みで勤務していたとされる申立人の妹も、20歳になった昭和48年10月から53年3月までの期間が未納期間とされており、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 3 月から 48 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月から 48 年 1 月まで

私は、婚姻後、国民年金の加入手続を行った際、さかのぼって 1 万円くらいの国民年金保険料を一括して納付した記憶があるにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、社会保険庁の記録上、申立人は、昭和 48 年 2 月 16 日に国民年金に任意加入したことから、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、このことは、申立人が保管している国民年金手帳における記載内容と一致していることに加え、申立人は国民年金の加入手続を行ったのは 1 回のみであり、別の国民年金手帳が交付されたことはないと申し述べていることから、申立人が申立期間において国民年金に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が納付していたと主張する金額は、申立期間の国民年金保険料額と大きく異なっており、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 300

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 56 年 6 月に、勤めていた事業所を退職し、自営業に転身したのを契機に、市役所で夫婦二人の国民健康保険の加入手続を行うと同時に、国民年金の加入手続を行い、妻が国民年金保険料を金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人夫婦は、国民年金の加入手続、保険料の納付金額等について記憶が明確でない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 4 月に夫婦連番で払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち、56 年 7 月から 57 年 12 月までの期間は時効により納付できない期間であり、58 年 1 月から 59 年 3 月までの期間は過年度納付によることとなるが、申立人夫婦は国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと申し述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間については、申立人の妻も未納とされている上、申立人夫婦が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月から 60 年 3 月まで

私は、夫が昭和 56 年 6 月に、勤めていた事業所を退職し、自営業に転身したのを契機に、夫が市役所で夫婦二人の国民健康保険の加入手続を行うと同時に、国民年金の加入手続を行い、私が国民年金保険料を金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人夫婦は、国民年金の加入手続、保険料の納付金額等について記憶が明確でない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 4 月に夫婦連番で払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち、56 年 7 月から 57 年 12 月までの期間は時効により納付できない期間であり、58 年 1 月から 59 年 3 月までの期間は過年度納付によることとなるが、申立人夫婦は国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと申し述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間については、申立人の夫も未納とされている上、申立人夫婦が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知厚生年金 事案 123

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 21 日から同年 11 月 18 日まで
私は、昭和 62 年 7 月から A 社で勤務しており、その後同社から名称が変更された B 社で平成元年 2 月 21 日まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間において、申立人が雇用保険に加入した記録は存在しない。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立期間当時、申立人が勤務していたと主張する A 社は、昭和 63 年 10 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、B 社の厚生年金保険の事業所としての適用年月日は、同年 11 月 14 日とされており、申立期間の大半について、両社は厚生年金保険の適用事業所ではない。

加えて、A 社の商業登記簿によると、同社は昭和 63 年 10 月 31 日に解散していたことが確認できる上、社会保険庁の記録によると、同社と B 社は所在地及び事業主とも異なっていることから、両社は同一会社とは考え難く、申立人が継続して勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、当時の同僚等からも、申立期間における申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除についての供述は得られず、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 6 月 30 日まで、A市のB社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間直前の期間はC社で勤務しており、C社とB社は社長、仕事内容（カウンター業務）及び勤務時間等も同じであったにもかかわらず、C社で勤務していた期間しか厚生年金保険加入期間とされていないので、申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険庁の記録によると、B社は申立期間において厚生年金保険適用事業所となっているが、昭和 36 年 3 月 24 日から 39 年 8 月 26 日までの期間について、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

さらに、申立期間において、申立人と同様、B社でカウンター業務に従事していたとされる同僚からは、「当時、B社では、カウンター業務の人はほとんど健康保険や厚生年金保険に加入していなかったが、私は病気がちで健康保険証を使用する機会が多かったことから、特別に健康保険と厚生年金保険に加入させてもらった。」旨を供述しており、申立人が申立期間において、厚生年金保険に加入していなかったとしても不自然ではない。

加えて、C社からは、「当時、当社はB社に土地及び名義等を貸していただけで、申立人のB社における厚生年金保険の加入については不明である。」

と供述している上、B社には、申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等の資料が無く、当時の同僚等の供述も得られないことから、申立人の保険料控除の有無等については不明である。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。